

第2章 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所・出張専業 再開届

| | |
|--------|---|
| 1 事 案 | 休止していた施術所を再開した場合、再開後10日以内に届け出る。 休止していた出張専業業務を再開した場合、再開後10日以内に届け出る。 |
| 2 根拠法令 | 法9条の2第2項、法9条の3 |
| 3 提出宛名 | 知事（保健所長受理） |
| 4 提出部数 | 2（進達1、控1） |
| 5 添付書類 | 業務の再開に際し、特段の説明が必要な場合にのみ添付する。 |
| 6 事務処理 | 収受 - 起案 - 決裁 - 進達（台帳整理） |
| 7 審査要領 | <p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 開設者と開設者印は相違ないか。なお、訂正印にも同一のものが使用されているか。</p> <p>(3) 届出施術所名・所在地、開設者氏名・住所、開設年月日等は台帳と相違ないか。</p> <p>(4) 再開後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> |
| 8 備考 | |

(様式4)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所・出張専業 再開届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

TEL

開設者
(又は届出者) (フリガナ)
氏 名

印

下記のとおり(施術所 ・ 出張専業)を再開したので、お届けします。

記

1 施術所の名称

2 施術所所在地

〒

TEL

3 開設年月日及び番号

4 休止の届出年月日

5 再開の理由

6 再開の年月日